○財務省告示第六十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平成十六年一月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年二月九日

財務大臣　谷垣　禎一

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第六十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　振替法の適用等　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で四千九百八十九億円うち、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千九百九十二億千七百九十五万円、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基

づき発行した利付国債については、額面金額で九百九十六億八百九十五万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千億七千三百十万円

七　払込金額　五千八億五千八百四十五万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成十六年一月三十日

十一　発行価格　額面金額百円につき百円三十銭以上のそれぞれの応募価格

十二　利率　年一・九パーセント

十三　経過利子の払込み

㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{41}{365}$$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出し

た金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　初期利子　平成十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六　償還期限　平成三十五年十二月二十日

十七　償還金額　額面金額百円につき百円

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成十六年一月三十日